

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第2節 課税価格の決定</p> <p>（課税価格に含まれる輸入港までの運賃等）</p> <p>4—8 法第4条第1項第1号の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 「輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」とは、輸入貨物を輸入港まで運送するために実際に要した運送費用をいい、当該輸入貨物の輸出港までの運送費用を含み、次に掲げる場合には、それぞれに定めるところによる。</p> <p>イ～ハ (省略)</p> <p>ニ 輸入貨物が用船契約に基づき船舶により運送された場合において、当該船舶が当該用船契約において約定された許容停泊期間を超えて停泊したことにより用船者が船主に対し支払う割増料金は、運賃に含まれるものとして取り扱う。ただし、実際の停泊期間が船舶の大きさ、港湾の状況等に応じて標準的な許容停泊期間と認められる期間を著しく超える場合であって、その発生原因からみて当該支払金を課税価格に算入することが適当でないと認められるような特別の事情があるときは、この限りでない。</p> <p>ホ (省略)</p> <p><u>ヘ 輸入貨物の運送に関し、輸入港において発生する滞船料（発生の時点が輸入港到着後であるかないかを問わない。）及び早出料は、輸入港までの運賃の計算上考慮しないものとして取り扱う。</u></p> <p><u>（注） 輸入港までの運賃（80）に輸入港において滞船料（10）が発生し運賃として90を支払う場合又は輸入港までの運賃（80）に輸入港において早出料（10）が発生し運賃として70を支払う場合における輸入港までの運賃はいずれも80となる。</u></p> <p>（買手による輸入貨物の処分等についての制限）</p> <p>4—16 輸入貨物に係る輸入取引に関し、法第4条第2項第1号《買手によ</p>	<p style="text-align: center;">第2節 課税価格の決定</p> <p>（課税価格に含まれる輸入港までの運賃等）</p> <p>4—8 法第4条第1項第1号の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 「輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」とは、輸入貨物を輸入港まで運送するために実際に要した運送費用をいい、当該輸入貨物の輸出港までの運送費用を含み、次に掲げる場合には、それぞれに定めるところによる。</p> <p>イ～ハ (省略)</p> <p>ニ 輸入貨物が用船契約に基づき船舶により運送された場合において、当該船舶が当該用船契約において約定された許容停泊期間を超えて停泊したことにより用船者が船主に対し支払う割増料金（<u>輸入港における滞船料（発生の時点が輸入港到着後であるかないかを問わない。）を除く。</u>）は、運賃に含まれるものとして取り扱う。ただし、実際の停泊期間が船舶の大きさ、港湾の状況等に応じて標準的な許容停泊期間と認められる期間を著しく超える場合であって、その発生原因からみて当該支払金を課税価格に算入することが適当でないと認められるような特別の事情があるときは、この限りでない。</p> <p>ホ (同左)</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（買手による輸入貨物の処分等についての制限）</p> <p>4—16 輸入貨物に係る輸入取引に関し、法第4条第2項第1号《買手によ</p>

新旧対照表

別紙 2

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>る輸入貨物の処分等についての制限》に規定する買手による輸入貨物の処分又は使用についての制限がある場合（例えば、輸入貨物を売手の指示に従って展示用又は慈善用としてのみ使用させることを条件としてその価格を実質的に引き下げて輸入取引をした場合、特殊関係にある者のみに再販売させることを条件として実質的に価格を引き下げて輸入取引をした場合）には、当該輸入貨物の課税価格は、法第 4 条の 2 以下の規定により計算する。ただし、次のような制限は、法第 4 条第 1 項の適用を排除するものではないので留意する。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 買手による輸入貨物の処分又は使用についての制限で法令により又は国若しくは地方公共団体により課され又は要求されるもの（同条第 2 号）。例えば、輸入医薬品について<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u>に基づく使用方法等の制限があるときは、これに該当する。</p> <p>(3) （省略）</p> <p>（価格の換算に用いる外国為替相場）</p> <p>4 の 7—1 法第 4 条の 7 に規定する財務省令で定める「外国為替相場」は、規則第 1 条《価格の換算に用いる外国為替相場》に定められているが、その具体的取扱いについては、次による。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 外国為替相場の公示について</p> <p>イ （省略）</p> <p>ロ 税関長は、上記イの通知を受けた場合には、公示日から当該外国為替相場の適用対象期間が終わるまでの間、本関等において、当該外国為替相場を公示することとする。</p>	<p>る輸入貨物の処分等についての制限》に規定する買手による輸入貨物の処分又は使用についての制限がある場合（例えば、輸入貨物を売手の指示に従って展示用又は慈善用としてのみ使用させることを条件としてその価格を実質的に引き下げて輸入取引をした場合、特殊関係にある者のみに再販売させることを条件として実質的に価格を引き下げて輸入取引をした場合）には、当該輸入貨物の課税価格は、法第 4 条の 2 以下の規定により計算する。ただし、次のような制限は、法第 4 条第 1 項の適用を排除するものではないので留意する。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 買手による輸入貨物の処分又は使用についての制限で法令により又は国若しくは地方公共団体により課され又は要求されるもの（同条第 2 号）。例えば、輸入医薬品について<u>薬事法</u>に基づく使用方法等の制限があるときは、これに該当する。</p> <p>(3) （同左）</p> <p>（価格の換算に用いる外国為替相場）</p> <p>4 の 7—1 法第 4 条の 7 に規定する財務省令で定める「外国為替相場」は、規則第 1 条《価格の換算に用いる外国為替相場》に定められているが、その具体的取扱いについては、次による。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 外国為替相場の公示について</p> <p>イ （同左）</p> <p>ロ 税関長は、上記イの通知を受けた場合には、公示日から当該外国為替相場の適用対象期間が終わるまでの間、本関、各税関支署、各税関出張所及び各税関支署出張所において、当該外国為替相場を公示することとする。</p>